

建設工事等における入札・契約の過程並びに指名停止等措置に係る 苦情処理手続要領

第1 対象となる工事及び措置

1 入札・契約の過程に係る苦情処理の対象工事 山口県が発注する建設工事

2 対象となる措置

- (1) 「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」(以下「措置要領」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)
- (2) 措置要領の規定による警告又は注意の喚起

第2 苦情申立て

1 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

(1) 一般競争入札及び条件付一般競争入札

ア 入札参加申請書を提出した者のうち、非適合通知を受理した者で、当該非適合理由について不服がある者は、知事に対して非適合理由についての説明を求めることができる。

イ 総合評価方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、知事に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

ア 当該入札の行われる発注機関において、当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争入札に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者は、知事に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

イ 総合評価方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、知事に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、知事に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(4) 指名停止等措置

指名停止又は警告等の措置を受けた者は、その理由についての説明を求めることができる。

(5) その他

競争入札において入札に参加した者及び随意契約において見積書を提出した者のうち、当該契約に係る入札・契約手続に不服がある者は、その手続についての説明を求めることができる。

2 苦情申立ての方法

苦情の申立ては、書面により、知事に対して行うことができるものとする。書面には、申立て者の商号又は名称並びに住所、申立ての対象となる工事又は措置、不服のある事項及び不服の根拠となる事項、申立て年月日について記載すること。

3 苦情申立てができる期間

苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

ア 第2の1(1)ア、(2)ア及び(3)に掲げるに係る苦情にあつては、一般競争入札若しくは条件付一般競争入札に係る入札参加資格適合・非適合通知、指名競争入札に係る指名通知又は随意契約における見積依頼を行った日の翌日から起算して5日以内。

イ 第2の1(1)イ、(2)イ、(5)に掲げる苦情にあつては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内。

ウ 第2の1(4)においては、指名停止措置の公表を行った日又は警告等の措置の通知を受け取った日の翌日から起算して5日以内。

4 苦情申立てに対する回答

苦情の申立てがあつた場合は、知事は苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面(様式1)(以下、「回答書」という。)により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

5 苦情申立ての却下

知事等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

6 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本要領の第1に掲げるものに限る。

- (1) 一般競争入札及び条件付一般競争入札にあつては、入札参加資格非適合通知書に第2の1(1)ア及び(5)に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (2) 一般競争入札、条件付一般競争入札又は指名競争入札であつて総合評価方式を実施する場合にあつては、入札結果通知時に第2の1(1)イ又は(2)イに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (3) 指名競争入札及び随意契約にあつては、第2の1(2)ア又は(3)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。
- (4) 指名停止等措置にあつては、指名停止通知書等通知書に第2の1(4)に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

7 苦情処理手続に係る明示

第2の1に係る手続については、当該発注機関等において掲示するものとする。

8 苦情処理結果の公表

知事等は、申立て者に回答を行ったときには、申立て者の提出した書面及び回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

第3 再苦情申立て

再苦情申し立てに関する事項は、「山口県入札監視委員会運営要領」において定める。

附 則

1 この要領は、平成18年6月26日から施行する。

2 この要領の施行日より前において入札又は随意契約の手続に着手していた場合、または、この要領の施行日より前に行われた指名停止又は警告等の措置については、従前の例によるものとする。

参考様式

平成 年 月 日

苦 情 申 立 書

山口県知事

様

苦情申立者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

申 立 対 象 工 事 名 又 は 措 置	
申 立 事 項	
申 立 の 根 拠	

様式 1

回 答 書

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

山口県知事

平成 年 月 日付けで申立てのあったことについて、下記のとおり
回答します。

なお、この回答に不服がある場合には、この回答書を受け取った日の翌日
から起算して7日以内に、山口県知事に対して再苦情の申立てをすることができ
ます。

記

回 答	
-----	--